

第69回鳥取県消防ポンプ操法大会実施要綱

第1 大会目的

火災等の災害から不特定多数の地域住民の生命・身体・財産を守ることを目標として、消防団員が火災現場等で迅速かつ的確に対応するために必要な技術の向上及び士気の高揚を図り、もって消防活動の充実に寄与することを目的とする。

なお、コロナウイルス感染の拡大防止のため、観客は消防関係者（家族等を含む）のみとし、一般住民が参加できる訓練及び防火防災意識の啓発事業は中止とする。

第2 主 催

鳥 取 県
(公財)鳥取県消防協会

第3 後援・支援

- 1 後 援 (公財)日本消防協会
- 2 支 援 鳥取県各広域行政管理組合(広域連合)消防局

第4 日時・場所

- 1 日 時 2023年7月 2日(日)10:00開会
(予備日 7月 9日(日))
- 2 場 所 鳥取県消防学校屋外訓練場(米子市流通町1350)

第5 大会役員

大会長 鳥取県知事
副大会長 (公財)鳥取県消防協会会長
鳥取県危機管理局長
大会委員 (公財)鳥取県消防協会副会長
参 与 鳥取県各広域行政管理組合(広域連合)消防局長
鳥取県危機管理局消防防災課長
審 査 長 鳥取県消防学校長
副審査長 鳥取県消防学校副校長
倉吉消防署長
審査班長 鳥取県消防学校教官2名
審査副班長 鳥取県中部ふるさと広域連合消防職員2名
審 査 員 鳥取県消防学校教官
消防職員
消防団員
記 録 員 鳥取県危機管理局消防防災課職員
係 員 鳥取県職員
鳥取県消防学校職員
鳥取県消防協会職員
消防職員
消防団員

第6 大会運営

1 競技

地区代表隊による消防ポンプ操法の競技

2 消防ポンプ操法の種別

(1) ポンプ車操法

(2) 小型ポンプ操法

3 消防ポンプ操法の実施要領

別に示す「鳥取県消防ポンプ操法大会 操法実施要領」により実施する。

4 競技の実施

(1) ポンプ車操法・小型ポンプ操法ともに同時に実施する。

(規模を縮小し、大会運営が変更される場合は、別途要綱を定め実施する。)

(2) 出場順位は当日抽選により決定する。

5 競技の審査

別に示す「鳥取県消防ポンプ操法大会 操法審査要領」により実施する。

6 審査結果の発表

審査長が、ポンプ車操法・小型ポンプ操法の順に、それぞれ審査結果に基づいて次の事項を発表する。

(1) 成績順位

(2) 隊名

(3) 総合得点

(4) 優秀選手賞

7 表彰

審査結果により、操法の種別ごとの成績に従って、次のとおり表彰する。

(1) 優勝 賞状及び優勝旗（持回り）並びにトロフィーを贈る。

隊員には、メダルを贈る。

優勝隊には、消防庁長官・日本消防協会会長・鳥取県消防桜美会会長表彰が併せて授与される。

(2) 準優勝 賞状及び準優勝杯（持回り）並びにトロフィーを贈る。

隊員には、入賞メダルを贈る。

(3) 第3位 賞状及び第3位杯（持回り）並びにトロフィーを贈る。

隊員には入賞メダルを贈る。

(4) 優秀選手賞 指揮者及び各番員1名に賞状を贈る。

(5) 参加賞 出場全隊員に参加賞を贈る。

- 8 大会次第
別に示す。
- 第7 出場隊の基準
- 1 出場隊
ポンプ車操法・小型ポンプ操法ともに、地区ごとに選抜された代表隊は2隊以内とする。
 - 2 隊員の資格
 - (1) 消防団員である者とする。
 - (2) 指揮者は、班長以上の階級にある者とする。
 - 3 隊の編成
 - (1) 隊員は、同分団の団員をもって編成する。
但し、人員不足等の事由により同分団で編成ができない場合は、隣接する分団での合同編成ができる。
 - (2) 隊員には、操作要員のほか吸管補助員1名を加える。
 - 4 隊員の服装
 - (1) 「消防団員服制基準」に定める活動服等を着装する。
 - (2) 脚半等を着装する。
 - (3) 出場隊（補助者含む）ごとに服装は斉一を期する。
 - (4) 靴はズックとする。
 - (5) ヘルメット及び手袋を着装する。（ナイロン・ビニール製等のものは使用不可）
 - (6) ゼッケンを着装する。（ゼッケンには、文字以外のものは一切表示しないこと）
 - (7) 階級章は付けなくても良い。
 - (8) 競技中のマスクの着用は特に求めず、選手個人の判断で良い。
- 第8 使用消防機械器具
- 1 使用ポンプ及び車両、機械器具は、出場隊にて準備をする。
 - 2 使用器具の規格
 - (1) ホース
使用圧力13kg/cm²または、1.3MPa以上、内径65mm、長さ20m、（金具部分を除く布部の長さ）以上の消防用ホースとし、結合金具差込式を用いる。
 - (2) 筒 先
23型以下の噴霧ノズル付、プレイパイプの長さは60cm以上のものとし、
取手、背負いバンドを整えたものを用いる。
 - (3) 枕 木
ゴムバンド付きのものを用いる。
 - (4) とび口
長さ1.5m以上のものを用いる。
 - (5) 吸管控網
直径10mm程度のものを用いる。

第9 使用機械器具の検査

大会当日使用する各隊の筒先（ノズル）及びポンプ車の部出場車両の事前検査を行い、当日の朝、審査員が実施する。

検査内容等については、別途出場隊に通知する。

第10 その他

- 1 大会は、晴雨にかかわらず実施する。
但し、豪雨等により警報発令等実施困難のため、当日の開催を中止する時は、開催前日あるいは当日の早朝、大会事務局から出場隊に通知する。
なお、大会の中止（又は延期）を含め、実施内容に変更があった場合は、事前に、大会事務局から関係機関及び出場隊に通知する。
- 2 大会に予備日を設ける。
予備日は大会開催日の1週間後とし、開催場所は鳥取県消防学校屋外訓練場とする。
- 3 今大会は公開練習日を設けない。
- 4 出場隊員の事故による操作の取扱いは次による。
操作中、不測の事故を生じ、隊員の負傷等により操作続行困難に至った場合は、操作を中止し、失格として取扱う。
- 5 操法競技以外の訓練等については、別途定める。
- 6 コロナウイルス感染拡大防止のための措置については、別途定める。